

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

# 第4次 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合 地球温暖化対策実行計画（案）

令和4年度～令和8年度

令和4年3月策定

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合

# 目次

## 第1章 計画の基本的事項

1. 計画目的……………1
2. 基本方針……………1
3. 基準年度・計画期間・目標年度……………1
4. 計画の範囲……………1
5. 対象とする温室効果ガス……………2

## 第2章 温室効果ガス総排出量の現状

1. 算定の対象とした活動……………2
2. 温室効果ガス総排出量……………3

## 第3章 温室効果ガスの排出抑制に関する目標

1. 温室効果ガス排出抑制に関する目標……………4
2. 温室効果ガスの排出抑制のための措置目標……………5

## 第4章 温室効果ガスの排出抑制に向けた具体的な取組

1. 物品の調達・使用等に関する取組……………5
2. 庁舎等の建設、管理等に関する取組……………6
3. その他の環境配慮に関する取組……………7

## 第5章 計画の推進と点検・評価・見直し等

1. 推進・点検の体制……………7
2. 職員に対する研修……………7
3. 実施状況の点検・評価及び見直し……………8
4. 実施状況の公表……………8

## 第1章 計画の基本的事項

### 1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の事務事業に関して、温室効果ガスの排出量を抑制するための措置を定め、実行し、公表するとともに、事業者や住民の温室効果ガスの排出量の抑制に対する意識を高め、もって地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

### 2. 基本方針

- (1) 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の事務事業の実施に伴う温室効果ガス排出量の抑制に関し、総排出量の抑制及び措置目標について数値目標を設定します。
- (2) 温室効果ガスの排出抑制にあたって、実行すべき行動項目を設定します。
- (3) 計画の推進体制を整備し、毎年度、取組実績を点検・評価し、必要な見直しを行います。
- (4) 計画の実施状況として、温室効果ガスの総排出量及び措置目標の実施状況を毎年度公表します。

### 3. 基準年度・計画期間・目標年度

本計画は令和2年度を基準年度とし、計画期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

目標年度については、令和8年度とします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

### 4. 計画の範囲

#### (1) 対象施設

本計画の対象施設は、次のとおりとします。

施設名	施設名
気仙沼・本吉広域防災センター (事務局、本部、気仙沼消防署含む)	気仙沼消防署本吉分署

気仙沼消防署古町出張所	気仙沼消防署唐桑出張所
気仙沼消防署大島出張所	南三陸消防署
南三陸消防署歌津出張所	リアス・アーク美術館

(2) 対象事務・事業

本計画の対象とする事務・事業は、(1)の対象施設で気仙沼・本吉地域広域行政事務組合が行うすべての事務・事業とします。

## 5. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とします。

## 第2章 温室効果ガス総排出量の現状

### 1. 算定の対象とした活動

(1) 算定の対象とした活動

本計画における温室効果ガス総排出量の算定の対象とした活動は、二酸化炭素の排出を伴う活動のうち、「電気の使用」、「燃料の使用」を算定の対象としました。

(2) 算定方法

本計画における温室効果ガスの総排出量は、活動ごとに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づき定められている排出係数を用いて算定します。本計画で使用した排出係数は表1のとおりです。

表1 本計画で使用した活動種別排出係数(国の算定支援システムで用いている数値)

活動の種別	二酸化炭素排出係数	活動の種別	二酸化炭素排出係数
電気の使用	0.476 kg - CO <sub>2</sub> /kWh	重油の使用	2.710 kg - CO <sub>2</sub> /ℓ
ガソリンの使用	2.322 kg - CO <sub>2</sub> /ℓ	灯油の使用	2.489 kg - CO <sub>2</sub> /ℓ
軽油の使用	2.585 kg - CO <sub>2</sub> /ℓ	LP ガスの使用	2.999 kg - CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>

## 2. 温室効果ガス総排出量

基準年（令和2年度）の温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量を算定した結果は、表2及び表3のとおりです。施設別ではリアス・アーク美術館が全体の55.4%を占め、活動別では、電気の使用が72.2%、A重油の使用が10.6%を占めています。

表2 基準年における温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量（施設別）

施設の名称	排出量 (kg - CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)
気仙沼・本吉広域防災センター	181,075	20.0
気仙沼消防署本吉分署	35,945	4.0
気仙沼消防署古町出張所	37,369	4.1
気仙沼消防署唐桑出張所	28,653	3.2
気仙沼消防署大島出張所	23,087	2.6
南三陸消防署	69,358	7.7
南三陸消防署歌津出張所	27,270	3.0
リアス・アーク美術館	500,694	55.4
合計（総排出量）	903,451	100.0

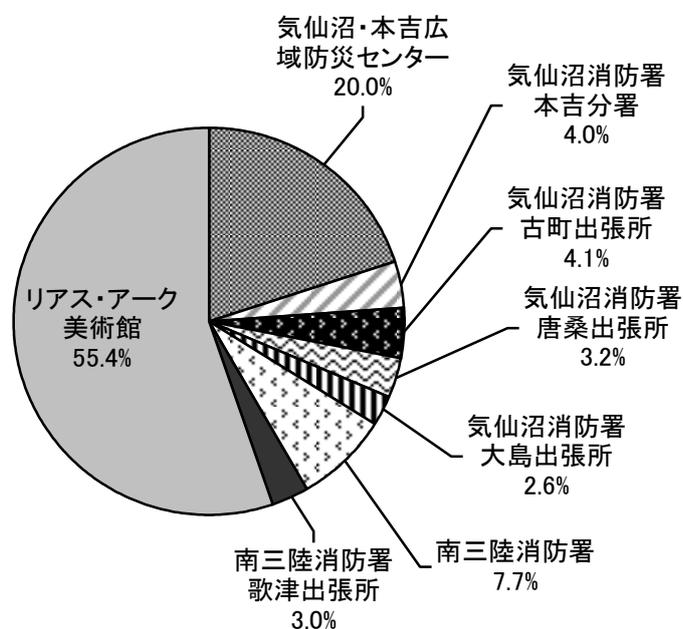
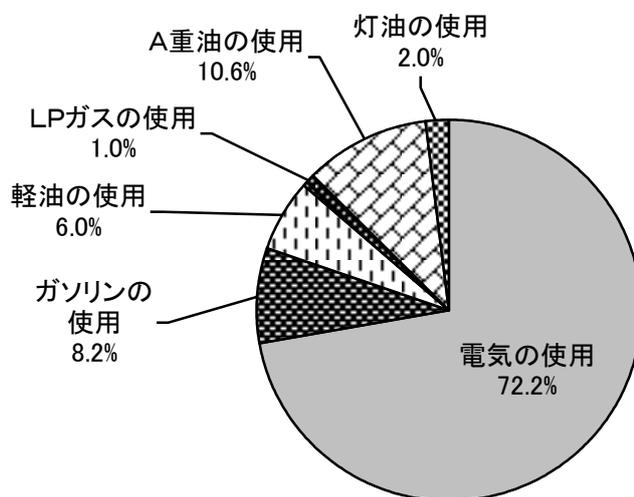


表3 基準年における温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量（活動種別）

活動の種別	活動量	排出量 (kg - CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)
電気の使用	1,141,744 (KWh)	651,936	72.2
ガソリンの使用	31,799 (ℓ)	73,837	8.2
軽油の使用	21,150 (ℓ)	54,673	6.0
LPガスの使用	1,484 (m <sup>3</sup> )	8,857	1.0
A重油の使用	35,500 (ℓ)	96,205	10.6
灯油の使用	7,209 (ℓ)	17,943	2.0
合計（総排出量）		903,451	100.0



### 第3章 温室効果ガスの排出抑制に関する目標

#### 1. 温室効果ガス総排出量に関する目標

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の事務・事業から排出される温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量を、基準年に比較して、令和8年度までに、3.5%削減することを目標とします。

表4 温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量の目標

基準年（令和2年度）A	目標年度（令和8年度）B	削減率 (A - B) / A
903,451 kg - CO <sub>2</sub>	871,830 kg - CO <sub>2</sub>	3.5 %

## 2. 温室効果ガスの排出抑制のための措置目標

温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量に関する目標を達成するため、電気の使用、燃料の使用及び廃棄物の焼却にかかる措置目標を次のように定めます。ただし、目標を達成するためには、施設の整備、庁舎の改善、省エネルギー設備の導入等が不可欠です。

表5 措置目標

項目	基準年度（令和2年度）		目標年度（令和8年度）	
	活動量	二酸化炭素 排出量 (kg - CO <sub>2</sub> )	活動量の目標 (%)	二酸化炭素 削減後の排出 量 (kg - CO <sub>2</sub> )
電気の使用	1,141,744 kWh	651,936 kg	3.5%削減	629,118 kg
ガソリンの使用	31,799 ℓ	73,837 kg	3.5%削減	71,253 kg
軽油の使用	21,150 ℓ	54,673 kg	3.5%削減	52,759 kg
LPガスの使用	1,484 m <sup>3</sup>	8,857 kg	3.5%削減	8,547 kg
A重油の使用	35,500 ℓ	96,205 kg	3.5%削減	92,838 kg
灯油の使用	7,209 ℓ	17,943 kg	3.5%削減	17,315 kg
合計		903,451 kg	3.5%削減	871,830 kg

## 第4章 温室効果ガスの排出抑制に向けた具体的な取組

### 1. 物品等の調達・使用等に関する取組

#### (1) 物品等の調達

配慮項目	取組項目
環境物品等の調達の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度「環境物品等調達方針」を作成し、当該調達方針に基づいた物品等の調達を行う。</li> <li>（・古紙配合率の高い用紙の使用、白色度の低い用紙類の購入）</li> <li>（・低公害車、低排出ガス国土交通大臣認定車かつ低燃費車の購入）</li> <li>（・エネルギー消費効率の高い電気製品の購入）</li> <li>（・再生紙、再生プラスチック、間伐材等が使用されている製品の購入）</li> </ul>

(2) 物品等の使用

配慮項目	取組項目
用紙類の使用料の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議資料、印刷物は必要最小限の部数を作成する。</li> <li>・会議資料の簡素化（ワンペーパー化）を図る。</li> <li>・両面コピーを行う。</li> <li>・片面使用済み用紙やミスコピー用紙の裏面の有効利用（内部回覧用資料のコピー用紙の使用等）を図る。</li> </ul>
公用車の効率的使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要なアイドリングや急発進、急ブレーキ等を止め、エコドライブを推進する。</li> <li>・車両の適切な点検、整備を行う。</li> </ul>
事務用機器等の効率的使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務不要品の関係機関相互での管理換えや供用換えを行い遊休物品の活用を図る。</li> <li>・購入した物品は耐用年数を考慮し、修繕等を加えながら、大切に長期間使用する。</li> </ul>

(3) 物品等の廃棄

配慮項目	取組項目
物品等の廃棄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過剰包装や使い捨て容器の製品の調達を自粛する。</li> <li>・資源回収ボックスの設置による分別・資源化を徹底する。</li> <li>・コピー機やプリンタのトナーカートリッジは業者による回収を徹底する。</li> </ul>

2. 庁舎等の建設、管理等に関する取組

配慮項目	取組項目
省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システム、太陽熱利用給湯設備等の導入を推進する。</li> <li>・断熱効果の高い建具（二重サッシ、断熱性ドア等）の導入を推進する。</li> <li>・省エネルギー型照明装置の導入を推進する。</li> <li>・自然採光を効果的に取り入れた施設構造の導入を推進する。</li> <li>・冷暖房温度を適切に設定し空調設備の省エネ運転を行う。</li> <li>・照明時間の短縮や間引き消灯を行う。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OA機器等は、不使用時には節電モードに切り換えたり、スイッチを切ったりする。</li> <li>・毎週ノー残業デーを設定する。</li> </ul>
水の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節水コマ等の利用により蛇口の水量を抑制する。</li> </ul>

### 3. その他の環境配慮に関する取組

配慮項目	取組項目
関係事業者との連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内に自動販売機を設置している業者に対して、更新時には省エネルギー型とするよう協力を要請する。</li> </ul>
来庁者への協力要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎等の利用にあたって、本計画に基づく環境配慮の取組についての理解と協力を求める。</li> </ul>

## 第5章 計画の推進と点検・評価・見直し等

### 1. 推進・点検の体制

本計画を推進するにあたって、計画の推進や点検を行うため、次表のように気仙沼・本吉地域広域行政事務組合地球温暖化対策実行計画推進委員会が設置されており、計画の着実な推進と進行管理を行います。

表6 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合地球温暖化対策実行計画推進委員会

区分	職名	職務
委員長	事務局長	委員会を統括し、計画を総合的に推進する。
副委員長	消防長	委員長を補佐又は代理する。
委員	消防本部次長・課長、署所長、美術館長、事務局次長	各部署の取組を把握し、職員を指揮監督する。
事務局	行政係	委員会の事務を処理する。

### 2. 職員に対する研修

職員の地球温暖化対策の取組への理解と実行を促すため、本計画の趣旨、その他必要な事項に関する研修を実施します。また、庁内放送、取組項目の掲示及び環境情報

誌の発行等により職員の取組の徹底を促します。さらには、庁舎内に設置される外部組織や来庁者、施設利用者に対しても本計画の趣旨を伝達し、環境配慮の取組に協力するよう要請します。

### **3. 実施状況の点検・評価及び見直し**

本計画の達成状況の点検は、各部署において環境点検調査票を用い、毎年度5月に行います。環境点検調査票には前年度分の燃料等使用料及び配慮項目の取組状況を記入し、4月末までに事務局（行政係）に提出します。

また、推進委員会において、計画の実施状況の点検・評価を行うとともに、地球温暖化対策の継続的な推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

### **4. 実施状況の公表**

本計画の取組結果は、広報誌やホームページ等を利用して、気仙沼・本吉地域圏民に広く公表します。